

神崎市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション
手段の利用の促進に関する条例(案)意見募集結果について

神崎市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)への意見を募集した結果、次のとおり御意見が寄せられましたので、それに対する市の考え方と併せて公表します。

- 1.意見募集期間 令和7年 7月 8日(火)～令和7年 8月 7日(木)
- 2.意見者数 2 人
- 3.意見数 3 件

番号	ご 意 見	意見に対する市の考え方
1	こちらの内容を着実に志向、市民が「変わったな」と実感できるために、子の施策が確実に行われていることの検証が必要かと考えます。現在も当条例に向けての検討委員会等が開催されていることと思いますが、条文の中に例えば・・・『市は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する手話言語施策推進会議(「推進会議」)を設置することや、この推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を、別に定める、また市長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない』等の文言を加えていただき、有識者、障がい当事者、関係団体を構成員とし、施策が実を結んでいるか検証をしていただき、絵に描いた餅で終わらせないためにも必要かと考えます。	業務の検証については、神崎市障がい者計画策定委員会の中で行ってまいります。
2	第7条(施策の推進方針) (5) コミュニケーション支援者の確保及び養成⇒コミュニケーション支援者への理解の促進も入れて頂きたいと思います。手話通訳者の他 様々な支援者が関わっている中、派遣の要綱が現実的でない状況が起こっています。 例えば、所用時間や予算のみの判断で派遣人数の決定がなされ支援者の負担が重い場合があります。 手話通訳者他の支援者は専門職であります。 従って神崎市にはコミュニケーション支援者への理解を持った上での施策推進を望みます。 そのためには、手話通訳者の設置が必須と考えます。	コミュニケーション支援者への理解の促進については、第3条(基本理念)、第3項の中で、その選択の機会の確保及び利用機会の拡大が図られることを基本として示しており、これに内包するものと考えております。 手話通訳者の設置については今後、業務の参考とさせていただきます。

番号	ご 意 見	意見に対する市の考え方
3	この度手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定に取り組んでいただき、ありがとうございます。国においても今年6月に「手話施策推進法」が制定施行されました。手話の広がりには少しずつ感じていますが、聴覚障害者の社会参加においてはまだ多くの課題が残されています。当事者が相談しようとしても音声言語が主体の相談窓口では、なかなか本人の思いが伝わりません。また災害時は、視覚的情報が少なく、聴覚障害者は取り残される場合があります。災害時対応は、日頃の積み重ねと感じます。そこで提案です。ぜひ、「手話通訳設置事業」を施策に取り入れてください。手話の普及と理解が広がると共に、情報が届きにくい聴覚障害者が身近に安心して相談できる場所（自分たちの言葉で相談できる場所）になり得ます。ご検討よろしくお願いします。	手話通訳の設置については今後、業務の参考とさせていただきます。